



平成 29 年度

現場課題解決型医療・福祉機器開発支援事業

募集要領

募集期間:平成 29 年4月3日(月)~平成 29 年5月 15 日(月)

平成 29 年4月

長 野 県

ものづくり振興課

1 事業の目的

医療・福祉現場の課題を解決する県内中小企業の医療・福祉機器等に係る研究開発や大学等を核とした産学官連携による試作開発を後押しし、県内産業の「健康・医療」分野への裾野拡大を図るため、医療機関等と中小企業者等や大学等が連携して行う医療・福祉機器等の試作開発を支援します。

2 補助対象事業

医療機関等と中小企業者等や大学等が、支援機関とともに連携して医療・福祉機器等の試作開発を行う次の条件を満たす事業

【中小企業者等】

- 医療・福祉現場の課題を解決する医療・福祉機器等の試作開発であること。
- 開発にあたって、医療機関等の医療・福祉現場のニーズ等の助言を受けることができること。
- 実証試験、実用化開発、製品開発等について、支援機関と連携すること。
- 年度内に機器等の試作開発が完成する事業であること。

【大学等】

- 大学等を開発拠点とした産学官が連携して行う医療・福祉分野にかかる試作開発であること。なお、試作開発は、研究会や勉強会等（以下、研究会等という。）を含めることができる。
- 医療・福祉現場のニーズ等の助言を受けるため、医療機関等と連携すること。（申請者自身が医療機関等である場合を除く）
- 実証試験、実用化開発、製品開発等について、企業等及び支援機関の両方と連携すること。
- 年度内に機器等の試作開発が完了する事業であること。

<医療機関等とは>

- －医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所
- －介護保険法（平成9年法律第23号）第8条に規定する介護老人保健施設
- －大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に基づき設置された大学医学部、歯学部、看護学部、健康・福祉系学部又は附属病院
- －短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）に基づき設置された短期大学看護学科、健康・福祉系学科
- －その他、健康・医療・介護・福祉に携わっていると認められる施設
- －医療・福祉現場のニーズ等を把握している医療機器製造販売業、医療機器製造業又は医療機器販売業・賃貸業

<支援機関とは>

- －（公財）長野県テクノ財団、（公財）長野県中小企業振興センター、県内各大学産学官連携部署、県内の広域・市町村の産業支援機関、県内の商工団体、（株）信州TLO等

<医療・福祉機器等とは>

- －医療、救急救命、健康維持・増進、介護・福祉を目的に使用される機器・用具又は機器・用具に組み込まれるユニット・部品

*本制度では、医薬品の研究開発は対象となりません。

＜試作開発とは＞

一医療・福祉機器等を試作・改良し、作動や機能確認すること。

＊本制度では、試作をせずに単なる分析・実証データによる検証のみを行う研究開発は対象となりません。

＜事業例＞

一乳幼児やこども向けの小型化を目的とした、医療機器・周辺機器、介護・福祉用具等の試作開発

一発達障害児向けの知育玩具など発達支援用具の試作開発

一医療機器の高性能化に役立つユニット・センサーの試作開発 等

3 補助対象者

長野県内に事業所を有する中小企業者等及び長野県内に設置された大学等

＜中小企業者等とは＞

次のいずれかに該当する者とします。

一中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

一中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

（長野県内の事業所とは）

一長野県内で1年以上継続して事業を営んでいる事務所（本社）又は事業所等

＜大学等とは＞

次のいずれかに該当する者とします。

一学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校であつて、長野県に設置されているもの

一学校教育法（同上）第108条に規定する短期大学であつて、長野県に設置されているもの（私立に限る）

一前項の大学及び高等専門学校、短期大学が事務局を務める産学官連携グループ

一前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める者

4 補助対象経費

本事業における試作開発に係る次の経費が補助対象経費となります。

（中小企業者等）

区分	内容
試作開発費	＜試作開発に直接必要となる経費＞ 部品・ユニット・試作用金型購入費、外注加工費、原材料及び副資材の購入に要する経費、試作に必要な設備に係るリース費用、試作加工用設備（生産用設備は除く）の購入費、当該試作品を伴う効果の検証費用 等

(大学等)

区分	内容
試作開発費	＜試作開発に直接必要となる経費＞ 部品・ユニット・試作用金型購入費、外注加工費、原材料及び副資材の購入に要する経費、試作に必要な設備に係るリース費用、試作加工用設備（生産用設備は除く）の購入費、当該試作品を伴う効果の検証費用 等
謝金	研究会等の外部講師等の謝金
旅費	研究会等の外部講師等の旅費
会場借料	研究会場等の借用に要する経費
技術動向等調査経費	展示会出展小間料、小間の基本装飾及び基本備品に要する経費（いずれも産学官連携としての取組にかかる出展に限る）、バス借上費等
印刷製本費	パンフレット等の作成などに要する経費
その他	知事が必要と認める経費

【留意事項】以下の経費は補助対象外とします。

- ①量産品の生産や量産設備の取得に係る経費
- ②パソコン等の汎用性の高い機器
- ③公設試験研究機関の施設利用経費

5 補助金額及び補助率

補助金額：200万円以下 補助対象経費に対する補助率：2分の1以内

6 採択件数

5件程度（予算額の範囲内で採択）

*当初の募集において、採択金額が予算額に達しない場合は2次募集を行う場合があります。

2次募集を行う場合は、県ホームページ等でご案内いたします。

7 事業実施期間

交付決定の日から平成30年3月16日（金）までに試作開発・検証を完了し、全ての支払いを済ませてください。

8 応募方法

(1) 応募書類

次のア～オまでの書類を正本1部、コピー8部（合計9部）提出してください。

ア 補助事業提案書（募集要領様式第1号）

イ 試作開発提案書（募集要領様式第2号（中小企業者等）、募集要領様式第2号の2（大学等））

ウ 補助対象経費内訳書（募集要領様式第3号（中小企業者等）、募集要領様式第3号の2（大学等））

エ 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書

オ 定款または登記簿謄本（発行から3か月以内）

(2) 応募期限

平成 29 年 5 月 15 日（月） 17：00 必着（郵送の場合も含まます。）

(3) 応募書類提出方法

応募する企業や大学等の事業所が所在する地域を管轄する地域振興局担当窓口（6 ページの 15 参照）に、応募書類(1)を持参していただくか、郵送により提出してください。

* 応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

採択の結果に関わらず応募書類は返却しませんのでご了承ください。

9 審査方法

提出いただいた応募書類及びプレゼンテーションにより審査基準に基づき審査を行います。

(1) 審査委員会の開催（プレゼンテーション）

応募者は審査委員会に出席し、試作提案についてプレゼンテーション（説明）を行ってください。審査委員会を欠席した場合は応募を辞退したものとみなします。

ア 日時・場所

審査委員会は6月の初旬頃を予定しています。日時や場所等の詳細は応募者へ通知します。

イ 留意事項

○Microsoft Powerpoint 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、審査委員会当日までに7部提出してください。また、パソコン等必要な機器は、応募者でご用意ください。

○プレゼンテーションをして頂く時間は 10 分、質疑応答 10 分を予定しています。

○審査委員会への出席に要する費用等は応募者が負担することとします。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
現場課題の妥当性	現場課題（ニーズ）に基づく開発であり、事業化が期待できること。
試作開発計画の妥当性	試作開発の内容が、現場課題の解決に資する優れた計画となっていること。
試作開発力	開発に必要な技術力及び人材を有しており、事業実施期間内に試作開発の完成が見込めること。
事業化への展望	開発製品の需要が見込まれるか、または新たな事業展開に繋がる可能性があること。
連携体制	医療機関等や支援機関との連携体制が構築されていること。
事業実施力	応募企業が事務処理・財務等の観点から実施能力を有していること。

(3) 審査結果の通知

審査委員会にて選定後、審査結果を応募者に文書で通知します。

10 補助事業の実施

(1) 交付申請及び交付決定・公表

採択通知を受けた補助事業採択者は、速やかに、現場課題解決型・医療福祉機器開発支援事業補助金交付要綱に基づき交付申請書（要綱様式第1号）を正本1部、コピー2部（合計3部）提出してください。

県は、交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行い、補助事業者へ通知します。

採択案件については、補助事業者名、事業テーマ名等を県ホームページ等で公表します。

(2) 補助事業の実施

交付決定を受けた補助事業者は、速やかに事業を開始し、事業実施期間内に試作開発を完了させ、全ての支払いを済ませてください。

(3) 遂行状況報告

補助事業者は、11月末日までに、10月末時点における遂行状況を遂行状況報告書（要綱様式第6号）（正本1部、コピー2部（合計3部））により、報告してください。

(4) 実績報告

補助事業者は、事業終了後15日以内または年度末のいずれか早い日までに事業実績を実績報告書（要綱様式第7号）（正本1部、コピー2部（合計3部））により、報告してください。報告後、担当職員による検査（試作品と書類の確認等）後、額の確定を行い、補助事業者へ通知します。

11 補助金の支払い

補助金の支払いは、精算払いを原則としますが、必要に応じて概算払いもできるものとします。

額の確定を受けた補助事業者は、精算払請求書（要綱様式第9号）（正本1部、コピー2部（合計3部））を提出してください。

12 成果の公表

事業の概要（事業テーマと概要、補助事業名、医療機関等名、支援機関名等）、試作品の写真については、原則、県のホームページ等で公表するとともに、機会を捉えて積極的にPRしていきます。

13 企業化報告及び収益納付

補助事業年度終了後5年間、毎年4月15日までに企業化状況報告書（要綱様式第12号）（正本1部、コピー2部（合計3部））を提出してください。補助事業実施結果の企業化、産業財産権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じた場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付してください。

14 スケジュール

実施時期	実施内容	備考
平成 29 年 4 月 3 日 ～ 5 月 15 日	↑ 募集期間 ↓ 募集期限	募集期間約 1.5 か月
6 月初旬	審査委員会開催	プレゼンテーション審査
6 月中旬	交付申請書提出	
6 月下旬	交付決定	
11 月末日	↑ 事業実施期間 ↓ 遂行状況報告期限	約 9 か月間
平成 30 年 3 月初旬	↑ 実績報告書提出 ↓	報告期限は 3 月 15 日
3 月中旬	完了検査・額の確定	現地確認
4 月中旬	確定精算	

15 お問い合わせ・応募書類提出先

応募書類提出先（地域振興局担当窓口）	所在地	電話番号
佐久地域振興局商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3158
上田地域振興局商工観光課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7141
諏訪地域振興局商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266-57-2922
上伊那地域振興局商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6829
南信州地域振興局商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265-53-0432
木曾地域振興局商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1933
北アルプス地域振興局商工観光課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9528
北信地域振興局商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0219

長野県産業労働部 ものづくり振興課 技術開発係

TEL : 026-235-7196 FAX : 026-235-7197

E-mail mono@pref.nagano.lg.jp

(募集要領様式第1号)

平成 年 月 日

現場課題解決型医療・福祉機器開発支援事業補助事業提案書

長野県知事 様

所在地

申請者名

代表者氏名

⑩

平成 年度現場課題解決型医療・福祉機器開発支援事業を実施したいので下記の書類を添えて応募します。

記

- 1 申請者区分 中小企業者等 ・ 大学等
- 2 試作開発提案書
(募集要領様式第2号(中小企業者等)、募集要領様式第2号の2(大学等))
- 3 補助対象経費内訳書
(募集要領様式第3号(中小企業者等)、募集要領様式第3号の2(大学等))
- 4 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- 5 定款等

(募集要領様式第2号)

試作開発提案書（中小企業者等）

1 応募企業の概要

企業名			本社所在地		
事業実施 場所	事業所名			全体従業員数(人)	
	所在地			うち事業実施場所	
[本社が県外の場合、事業実施場所(県内)の位置付けと将来の継続性について記載してください。]					
設立年月日			資本金		
本応募に 関する 担当者	担当者所属・職・氏名				
	連絡先電話番号		E-mil		
	書類等の送付先住所				

2 事業の支援体制 ※複数の機関と連携する場合は適宜枠を追加してください。

連携する 医療機関等	機関名及び所属部署		
	支援者職・氏名		
	助言等の内容		
支援機関	機関名及び所属部署		
	支援者職・氏名		
	助言等の内容		

3 試作開発の内容

事業テーマ名		
現場課題の概要 (背景・必要性)		
試作開発の概要		
試作開発体制 ・スケジュール		
事業化への展望		
本事業の事務 ・経理体制		

4 他の提案公募型事業への応募の状況

事業名・申請先	・
---------	---

(備考)

- 1 この様式への記載は、4枚までを上限に適宜枠を広げて記入すること。
- 2 必要に応じて内容を説明する資料を添付すること。

(募集要領様式第2号の2)

試作開発等提案書 (大学等)

1 申請者の概要

申請者名		所在地	
事業実施場所	事業所名		
	所在地		
設立年月日			
本計画に関する担当者	担当者所属・職・氏名		
	連絡先電話番号	E-mail	
	書類等の送付先住所		

2 事業の支援体制 ※複数の機関と連携する場合は適宜枠を追加してください。

(産) 連携する 企業等	企業及び担当部署	
	支援者職・氏名	
	連携等の内容	
(官) 連携する 支援機関	機関及び所属部署	
	担当者・氏名	
	連携等の内容	
連携する 医療機関等※	機関及び所属部署	
	支援者職・氏名	
	助言等の内容	

※申請者自身が医療機関等である場合は記載不要

3 試作開発等の内容

事業テーマ名	
現場課題の概要 (背景・必要性)	
試作開発の概要	
試作開発体制 ・スケジュール	
事業化への展望	
本事業の事務 ・経理体制	

4 他の提案公募型事業への応募の状況

事業名・申請先	
---------	--

(備考)

- 1 この様式への記載は、4枚までを上限に適宜枠を広げて記入すること。
- 2 必要に応じて内容を説明する資料を添付すること。
- 3 申請者が産学官連携グループの場合には、グループの規約、役員名簿、企業名簿、予算書、事業計画書を添付すること。

(募集要領様式第3号)

補助対象経費内訳書 (中小企業者等)

応募企業名 : _____

1 収入の部 (単位:円)

区 分	補助事業に要する経費
県補助金	
自己資金	
借入金	
その他	
合 計	

2 支出の部 (単位:円)

区 分	種 別	内 容	単 位	数 量	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	補助金要望額	備考
試作開発費	部品・ユニット・試作用金型等購入費							
	外注加工費							
	原材料費及び副資材購入費							
	試作加工用設備購入費							
	その他							
	合計							

(備考)

- 1 内容は具体的に記載し、補助対象経費は消費税を含めないものとする。
- 2 補助金要望額は、補助対象経費の合計の1/2以内(千円未満切捨)とする。

補助対象経費内訳書 (大学等)

申請者名: _____

1 収入の部 (単位:円)

区分	補助事業に要する経費
県補助金	
自己資金	
借入金	
その他	
合計	

2 支出の部

【試作開発】 (単位:円)

区分	種別	内容	単位	数量	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	補助金要望額	備考
試作開発費	部品・ユニット・試作金型等							
	外注加工費							
	原材料・副資材費							
	試作加工用設備購入費							
	その他							
小計								

【研究会等】 (単位:円)

区分	内容	単位	回数	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	補助金要望額	備考
謝金							
旅費							
会場借料							
技術動向調査経費							
印刷製本費							
その他経費							
小計							

(単位:円)

支出合計	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	補助申請額	備考

(備考)

- 1 内容は具体的に記載し、補助対象経費は消費税を含めないものとする。
- 2 補助金要望額は、補助対象経費の合計の1/2以内(千円未満切捨)とする。